

令和3年度千歳市町内会連合会
要望回答説明会資料

令和3年度千歳市町内会連合会要望目次

- 1 施設整備について
 - (1) 中心街コミュニティセンターの閉鎖に伴うコミュニティのあり方について
【市民環境部】・・・1
 - (2) 未設置地区におけるコミュニティセンターの新設について
【市民環境部】・・・3
- 2 生活環境の整備について
 - (1) ゴミの収集について
【市民環境部】・・・4
- 3 防災・防犯について
 - (1) 避難所運営の役割分担と開設訓練について
【総務部】・・・7
- 4 交通安全対策について
 - (1) 交通安全施設の設置要望について
【市民環境部】・・・8
【建設部】
- 5 その他
 - (1) 町内会活性化のための事業の継続について
【市民環境部】・・・9

令和3年度 千歳市町内会連合会要望事項の回答

1 施設整備について

(1) 中心街コミュニティセンターの閉鎖に伴うコミュニティのあり方について

本年6月に民間施設である千歳タウンプラザが令和3年度をもって解体されることに伴い中心街コミュニティセンターが閉鎖されることが公表されたところです。中心街コミュニティセンターは昭和57年12月に設置され、その後昭和58年1月に中心街コミュニティ協議会が設立、平成14年には当時の千歳市コミュニティ協議会連合会に加盟し、これまで地域活動に併せ市内各地区から多くの人々が集まり、文化活動や交流の中心地としてこの地区の活性化にも寄与してきたところです。

こうした背景を経て中心街コミュニティセンターは昨今では年間約3万人近い市民に利用された実績がありますが、公表された内容においては民間施設と一体の建物として取り壊しせざるを得ないとしても設置目的を異にするコミュニティセンターを同時に閉鎖すべき理由は示されておらず、本来であればこれまでの同施設の役割を踏まえた評価がなされた上で存続か閉鎖かの方向性が示されるべきものであります。施設の解体が避けがたいものであるとしてもこの地区に新たにコミュニティセンターを設置すべきことを強く要望します。

仮にコミュニティセンターの新設が近々には難しい課題があるとしても、これまでの活動状況を踏まえると代替的な拠点施設の確保が望まれます。中心街コミュニティセンターを主として利用していた地域の町内会や登録認定団体等が今後も変わりなく活動するため、当連合会による管理のもと地域活動を優先した施設活用を図る代替措置等が講じられるべきであり、そのための施設の確保と運用に関するプログラムを提示していただくよう要望します。

さらにこの度のコミュニティセンターの閉鎖は中心街コミュニティ協議会の活動にも大きな影響を与えます。人口減少や高齢化が進む地区の現状にあって、地域のつながり、連携をなくすことはあってはならないものと考えます。同コミュニティ協議会においては新たにコミュニティセンターが設置され、登録認定団体の制度等によるコミュニティ活動が引き続き維持されるよう望んでおり、それまでの間、助成制度の継続と代替施設の確保に併せて運用方法を整理するなどの環境を整えていただくよう要望します。

中心街コミュニティセンターを拠点として永らく地域活動に貢献してきた中心街コミュニティ協議会の役割を踏まえ、また地域コミュニティには今後さらに共生社会の構築を図っていく重要な役割があることをご理解の上、これら要望事項について希望あるご回答をいただきますようお願いいたします。

なお、現中心街コミュニティセンター建物には千代田町、幸町、清水町の各連合会の町内会館が設置されておりますが、設置の背景や当該町内会と地区の現状を考慮し、各町内会館の移転がスムーズに行われるよう配慮をお願いいたします。

【回 答】

本年6月、千歳タウンプラザの施設所有者から、同施設の建て替え概要が示され、その中で、令和3年度末で同施設が閉鎖され、令和4年度中に解体される旨の説明がありました。

市といたしましては、千歳タウンプラザ跡地において新たな事業を展開していただくことにより中心市街地の活性化が期待できるほか、昨今の中心街コミュニティセンター利用者は、社会教育関係団体等地域住民以外による利用が大半を占めており、中心街コミュニティ協議会認定団体などの一部を除き、他の公共施設を活動場所とすることが可能であると考えられますことから、令和4年2月27日で中心街コミュニティセンターの貸館業務を終了し、令和4年3月31日をもって閉館することとしております。

中心街コミセンを定期的に利用している団体や中心街コミュニティ協議会並びに中心街コミ協加盟町内会、千歳市町内会連合会に対しましては、貸館の終了時期や周辺公共施設の利用を促す内容の通知文を令和3年10月に送付しております。

閉館に伴い、中心街コミセン内の市町連事務局については、東雲会館1階1号室を移転先として令和4年2月中旬を目途に移転することで、市町連事務局と合意したところであり、幸町・清水町・千代田町連合町内会（以下「3連合町内会」といいます。）の町内会館については、中心街コミセン閉鎖後に新たに町内会館を設置せずに、民間施設を借り上げる方向で検討されていることから、3連合町内会が民間施設を借り上げる場合には、「千歳市町内会館設置事業補助金交付規則」に基づき、市が賃料等を補助する方向とし、現在、補助割合等について3連合町内会と協議を行っているところであります。

また、中心街コミュニティ協議会認定団体や第1地区民生委員児童委員連絡協議会並びに中心街コミュニティ協議会などの地域住民により組織された団体（以下「中心街コミ協等」といいます。）については、近傍の千歳市総合福祉センター内の千歳コミュニティセンターや東雲会館、労働会館など、他の公共施設（以下「千歳コミセン等」といいます。）の使用をお願いすることといたしますが、千歳コミセン等においては、既に定期的に活動している団体もあり、活動日時が重なる場合には、地域内に活動場所を確保することが難しい状況も考えられることから、3連合町内会との協議の中で、中心街コミ協等が3連合町内会の新たな移転先となる町内会館を使用することについても合わせて協議を行っているところであります。

なお、これら移転に係る費用や助成額、支援策の具体案がまとまりましたら、補正予算案を含め、令和3年第4回定例会に提案し、議会の承認を得て決定することとなります。

関係者の方々には、急な閉館に伴いご不便をおかけすることとなりますが、これまで中心街コミセンを大切にご利用いただき、感謝申し上げますとともに、市といたしましては、閉館までの間、安全・安心な施設管理に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

（市民環境部 市民生活課）

(2) 未設置地区におけるコミュニティセンターの新設について

毎年要望しておりますが、新興住宅地におけるコミュニティセンターの新設を要望します。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市の避難所として指定されているコミュニティセンターの避難者数も見直しを迫られる状況の中、新たに小学校が建設中であり発展の度合いを深める勇舞・みどり台地区等を中心とした新興住宅地では、地域コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターがいまだ建設されていません。

大和・桂木地区方面に新設されることは決定済みであり、早期着工を要望するとともに勇舞・みどり台地区への新設を要望するものです。

【回答】

千歳市におけるコミュニティセンターの整備方針につきましては、概ね小学校の通学区域で人口が5千人から1万人程度の規模の地域を対象に災害や高齢者の見守りなど、行政と地域が一体となって対策の強化を図る必要があります。町内会活動を補完する新たなコミュニティを形成する必要性が高い地域を優先して整備を図ることとしております。

この方針に基づき、コミュニティセンターの整備を最優先すべき地域として、大和・桂木地区方面の地域住民との意見交換等を行っているところでありますが、建設の財源として予定していた国の補助金(防衛施設民生安定施設整備事業補助金)について、広域焼却施設建設事業と工事時期が重なり、その確保が難しくなったこと、加えて、みどり台小学校建設事業などの大型事業の実施や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により当面の市の財源確保が困難な状況となっております。

コミュニティセンターの整備にあたりましては、財源の確保が重要な課題であり、これまでの国との協議状況等を踏まえますと、整備に向けては一定の年数を要しますことから、まずは優先的に大和・桂木地区方面のコミュニティセンター整備に向けて地域との調整を引き続き進めることとし、勇舞・みどり台地区におけるコミュニティセンター整備につきましては、今後の課題として捉えてまいりたいと考えております。

(市民環境部 市民生活課)

2 生活環境の整備について

(1) ゴミの収集について

本年度の各町内会からの要望の取りまとめにおいて、ゴミの戸別収集に関して複数の要望が寄せられております。その内容は町内会未加入者による不適正排出が多くみられること、ゴミステーションの設置において地先の方の理解が得られない場合があること、高齢化が進み単身世帯も多くなりゴミ出しの負担が大きくなっていることなどを理由とするものであり、適切な対応を取らない限り、今後においてもゴミ収集におけるこれらの課題は減少する傾向にはないと考えられます。

令和2年度においても、収集日前のゴミ排出でカラスによるゴミの散らかしが起きていることやゴミステーションの設置義務がないアパート・マンションにおけるゴミ排出方法等の課題があり、ルール違反に対する具体的な罰則を設けること、ゴミステーションなどの維持管理における非会員の経費負担に対する行政の具体的な対応策、他自治体で実施している夜間収集やゴミ袋の色の工夫などについてご検討をお願いしたところですが、新たな対応には至っていないところです。

本年度においては、ゴミステーションに町内会が設置した回収ボックスの利用を町内会未加入者にはお断りする事例も見られたところです。これら多くの課題については、千歳市廃棄物の処理等に関する条例においてゴミステーションは町内会加入者、未加入者に限らず利用するものとされる一方、条例の委任を受ける規則も含めて町内会の責務やゴミステーションの定義についての規定はなく、千歳市ごみステーション設置等に関する要領においてゴミステーションは町内会等が届出により設置管理するものとされ、ゴミステーションに関する大きな責任を町内会が負う制度となっていることに起因しているのではないかと考えられます。

このまま町内会がゴミステーションを設置管理することを前提に拠点収集を継続するとのことであれば、町内会におけるゴミステーションへの理解をさらに深め負担感をできるだけ和らげる必要があります、そのためにはこれまでの市による啓発・指導等に加えて、ゴミステーションの設置場所選定や環境維持の方策、回収ボックス等の町内会の経費負担、町内会未加入者との不公平感の是正などについて、改めて条例、規則等の再整備を行うことも含めて根本的改善に向けた具体的なサポートをお願いするものであります。

【回 答】

本市のごみ処理につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に従い、長期的・総合的視点に立ち、計画的な家庭ごみなどの一般廃棄物処理の推進を図ることを目的として、「第5次千歳市一般廃棄物処理基本計画」を策定しており、この計画に基づき、経済的・効率的な収集・運搬、処分を行っているところであります。

このうち、家庭ごみの収集につきましては、経済性や効率性などに優れる「ごみステーション方式」による拠点収集により、安定したごみの収集に努めていくこととしており、ごみステーションにつきましては、「千歳市ごみステーション設置等に関する要領」に基づき、町内会や町内会に準じる団体などが主体となり、設置場所を決定していただいておりますが、この基本計画において、ごみステーションは、地域の皆様が利用するごみの集積場所としていることから、町内会加入者以外の利用についても、ご理解をお願いいたします。

また、ごみステーションのうち、ごみボックスにつきましては、平成5年度から、6戸以上の共同住宅の所有者・管理者に対し、専用ごみボックスの設置を義務付けたことにより、町内会がこの「ごみボックス」を参考に導入を始め、その後、再編交付金を活用した町内会の備品整備の一環として、ごみボックスの一定程度の普及・促進が図られたものと認識しており、市としましては、設置要領に基づき、ごみの収集作業に支障がないものであれば、従来の「ネット式ステーション」又は、「ごみボックス」にかかわらず、収集を行うこととしておりますので、ごみボックスを設置している町内会におかれましては、ごみボックス本体の修繕や、更新などの維持管理をお願いしたいと考えております。

ごみは毎日の生活の中で必ず発生するため、適正に処理することで生活環境の保全や公衆衛生の向上が図られるものであり、適正処理の推進に当たっては、市民の皆様や町内会、共同住宅の所有者・管理者と市との市民協働による取組が極めて重要であります。

そのため、市民の皆様には、分別の徹底や、排出日の遵守、ごみステーションの清潔保持などの適正排出に努めていただき、町内会の皆様には、ごみステーションの設置等や所有するごみボックス本体の破損等の修繕、経年劣化に伴う更新などの維持管理の対応をお願いし、市においては、収集日などを掲載した表示看板の設置や、希望する町内会等への飛散防止ネットの貸与、ごみステーションの清掃、不適正排出に対する啓発・指導等を行っているところですが、ごみの不適正排出については、排出者のモラルの問題でもあることから、啓発や指導等の取組を継続していくことが重要であり、これらの取組を迅速かつ、効果的に行うためには、町内会をはじめ地域にお住まいの皆様との協力と情報提供が必要不可欠であります。

現在、市では、清掃指導員（市職員）による日常的なパトロールや、公募により委嘱した15名の千歳市適正ごみ処理推進員による不適正排出に関する調査・報告のほか、ごみの収集運搬作業の際に不適正排出されたごみを確認した場合には、啓発シールを貼付し、一定期間回収しないことにより、不適正排出者に改善を促しております。

さらに、不適正排出が改善されない場合は、清掃指導員がごみの内容確認などの調査を行い、その結果、排出者が判明した場合は、自宅を訪問し、適正な分別・排出について、直接指導を行い、悪質なケースには、千歳警察署に重点パトロールの実施を要請するなどの取組を行っております。

また、町内会から不適正排出などの連絡や相談を受けた際には、市の清掃指導員が迅速に現地確認を行い、地域の事情や不適正排出の状況等を個別に伺い、啓発看板の作成・設置、啓発チラシの作成・配布、重点パトロールの実施など、連携を図りながら、ごみステーションの適正な管理に努めているところであります。（別添、資料参照）

昨年度の市町連要望において、これらの取組を写真データ等により例示させていただいたところ、連携する町内会も増え、啓発看板の設置などにより、排出状況が改善傾向に転じたごみステーションがありますことから、市民協働によるごみステーションの適正な管理について、さらに理解を深めていただくため、今後も市町連と連携し、各町内会への周知・浸透を図ることにより、町内会の負担軽減に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

（市民環境部 廃棄物対策課）

令和3年度に、市と町内会が連携を図り作成・設置した啓発看板の例

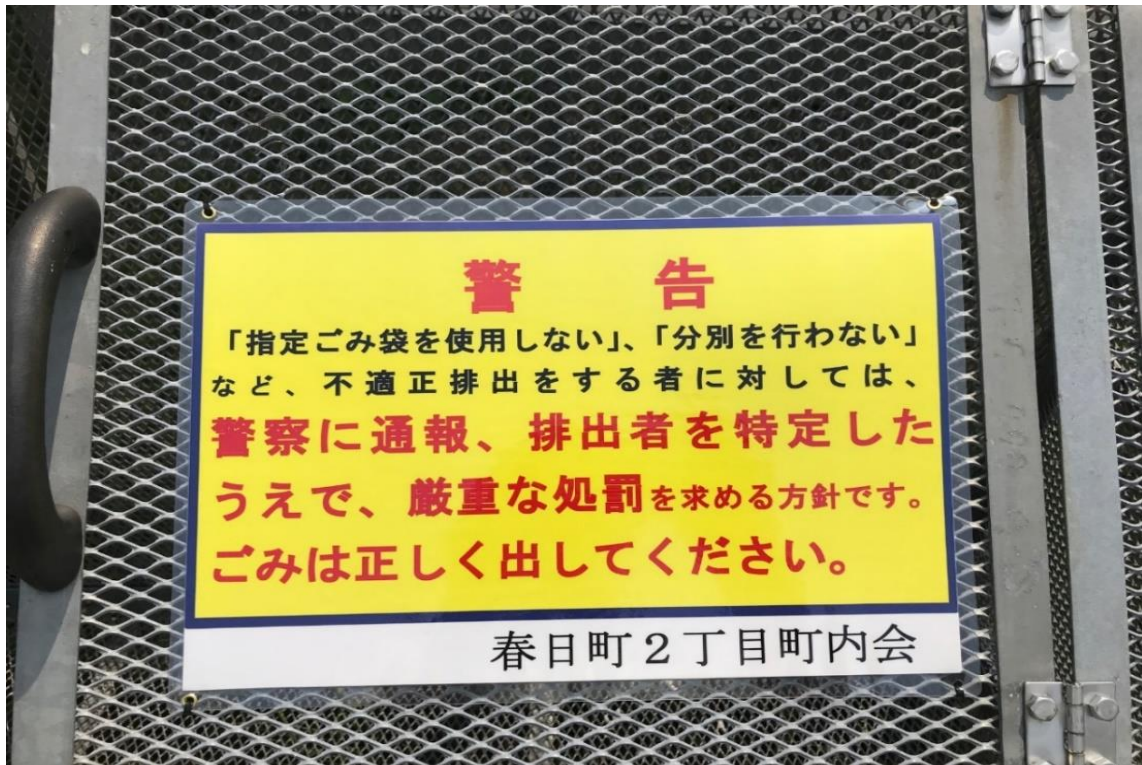
1 北斗2丁目自治会



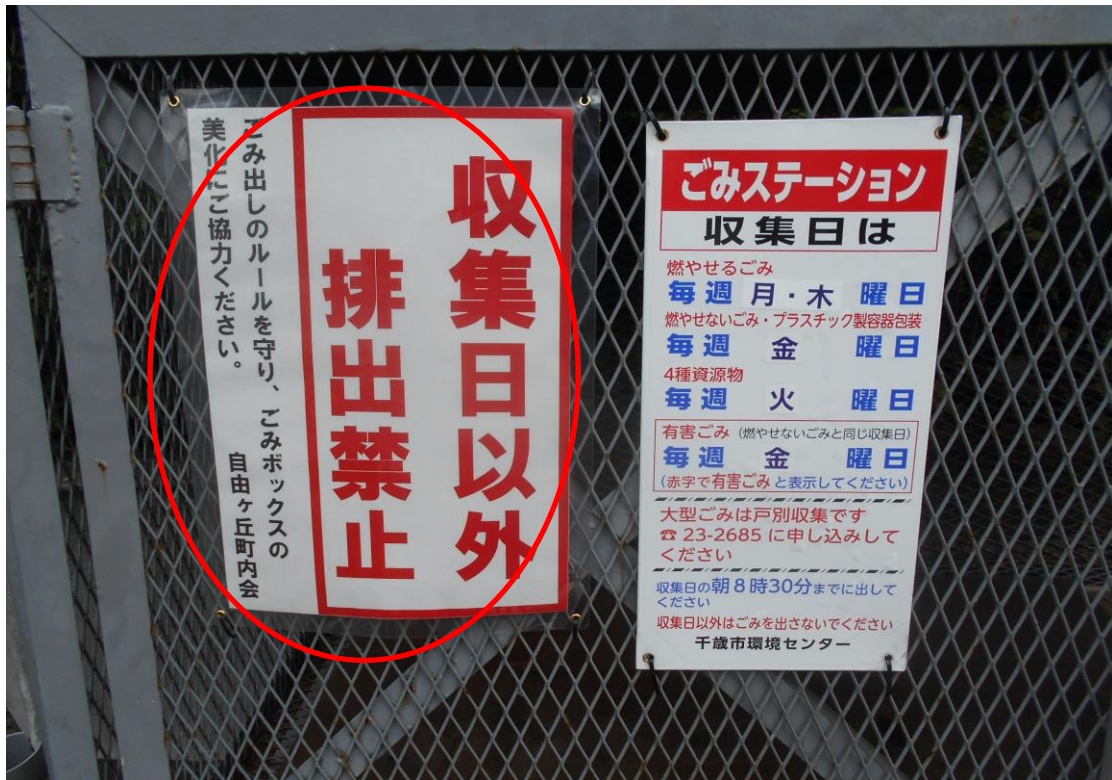
2 北斗3丁目町内会



3 春日町2丁目町内会



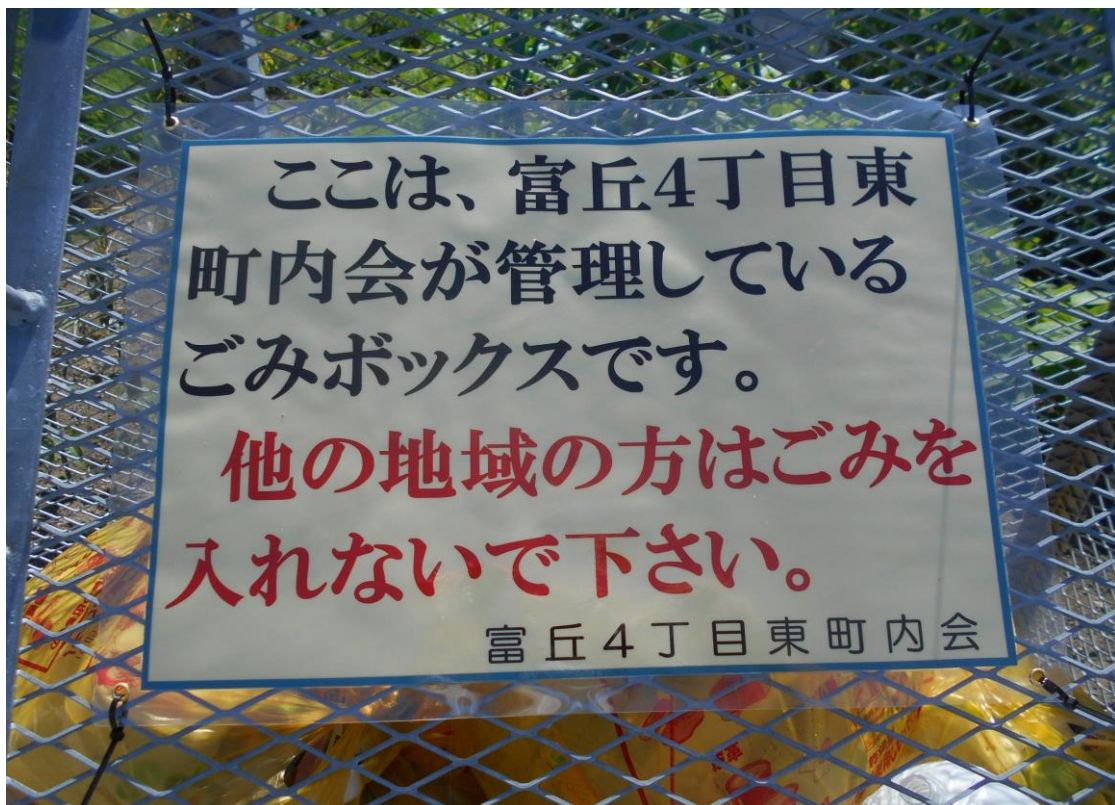
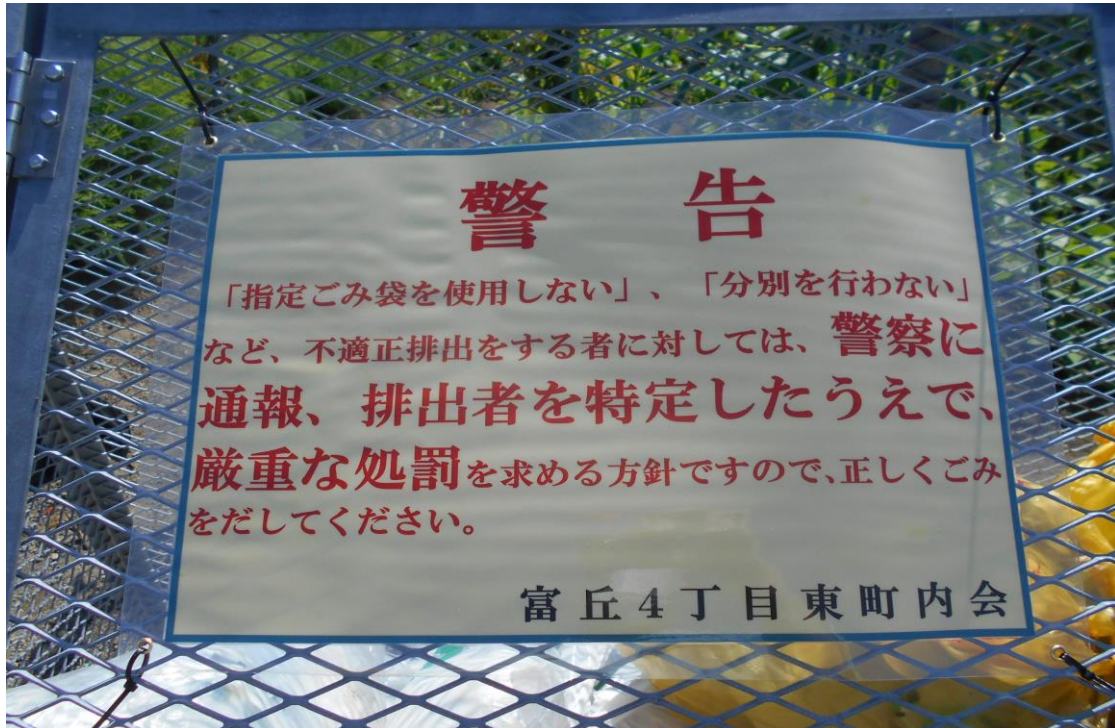
4 自由ヶ丘町内会



5 北陽北町内会



6 富丘4丁目東町内会（市営住宅側）



周辺住民の皆さまへ

「指定ごみ袋を使用しない」「分別をしない」「収集日以外にごみ出す」などの不適正排出により、周辺住民や町内会が迷惑しています。

現在、排出者を特定するため、警察と連携して調査を行っています。

地域の皆さんが利用するごみボックスですので、周囲の生活環境の悪化を招かぬよう、ごみは、正しく分別したうえで指定ごみ袋に入れて、収集日の朝8時30分までに出してください。



千歳市環境センター 廃棄物対策課
(廃棄物対策係 23-2110)

周辺住民の皆さまへ

「収集日以外にごみ出す」、「指定ごみ袋を使用しない」、「正しく分別をしない」などの不適正排出により、周辺住民や町内会が迷惑しています。

市では、重点的にごみステーションの巡視を行っており、必要に応じて、千歳警察署に「不法投棄事案」として、通報を行うことも検討しております。

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、不法投棄は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金が課せられます。

ごみステーションは、地域の皆さんが快適な生活環境を維持するために、必要不可欠な施設です。生活環境の悪化を招かぬよう、ごみは、正しく分別したうえで指定ごみ袋に入れて、収集日の朝8時30分までに出してください。

千歳市環境センター 廃棄物対策課
(廃棄物対策係 23-2110)

3 防災・防犯について

(1) 避難所運営の役割分担と開設訓練について

災害時の避難所においては、地域住民をはじめとする避難者が自主的に運営を行うことが基本とされておりますが、現状としては、各避難所の運営訓練が十分に実施されている状況にはなく、実際の避難所開設時においては、各施設管理者や派遣市職員が連携協力し、避難所の運営を行わなければならない状況にあると考えられます。

本年度においては、市の担当課の主導により、コロナ禍における避難所開設訓練が複数のコミュニティセンターで実施されたところであり、避難所の設営方法や物品確認のほか、参加した近隣町内会役員やコミュニティセンター職員にとってその役割を理解する上で大変有意義な訓練となりました。

先般の各町内会からの個別要望においても避難所運営の役割分担を明確化することについて要望したところですが、スムーズな避難所運営を行うため、各避難所における標準スタイルを確立していく必要があります。引き続き、コミュニティセンターにとどまらず指定避難所における避難所開設訓練等をリードいただき、避難者となる地域住民が主体的に避難所運営に関わる意識の醸成に向けてサポートをいただきますようお願いいたします。

【回 答】

市では、今年度、市内各地域の自主防災組織を訪問し、防災関係規約の策定、更新状況や訓練実施状況などの聞き取りを行い、地域ごとの課題や懸念事項等を共有したところであります。

災害時の避難に当たっては、避難行動要支援者等に対する地域の方の支援が大変重要であり、日頃から防災に対する意識を持つことが災害時の適切な行動につながることから、各地域における定期的な訓練の実施を促すとともに、市としても、引き続き訓練実施に当たっての助言や支援等を行ってまいります。

(総務部 危機管理課)

4 交通安全対策について

(1) 交通安全施設の設置要望について

本年度の各町内会からの要望の取りまとめにおいて、実際に交通事故が発生している現状等を踏まえ通学路周辺をはじめとした交通安全対策を求める多くの要望が寄せられております。市や関係機関においては、交通指導員の増員や道路標識の更新などの対応をいただいていることに感謝を申し上げるところですが、これまでも要望をしております新興住宅地における交通量の急増に対応する安全対策や既存住宅地においても危険箇所での交通標識や横断歩道、信号機の設置等について整備が十分に実施されていない状況となっております。

交通規制に係る整備は道の行政機関が行っていることは理解できますし、道内各市町村から相当数の要望が挙げられていることも理解しております。

しかしながら交通安全に対する願いは半永久的なものです。地域の子供たちや高齢者の安全を確保するため、市で施工可能な部分については事故発生が危惧される危険箇所を事前に想定し、歩道整備、ガードレールやハンプの設置などについて引き続き計画的に対応いただきますとともに、今後においても北海道公安委員会に対し継続して要望していただくようお願いいたします。

【回 答】

北海道公安委員会の決定により整備される信号機や横断歩道、一時停止などの交通規制標識等に関して、市に寄せられる多くの要望は、市が「交通規制要望書」として集約し、毎年、千歳警察署を通じて公安委員会に要望しているほか、北海道市長会と連携し、北海道知事や公安委員会に対して予算確保などを要請しています。

北海道警察本部からは、「交通実態に即した整備を進めるため、引き続き予算の確保に努めるとともに、地域の実情を踏まえ、重要度・優先度の高いものに重点を置き、交通規制の見直しを含めた合理化を進めながら事業を推進する」と聞いておりますが、地域の方々から継続して寄せられている交通規制標識等の設置要望に対しては、実態等を把握した上で、引き続き、公安委員会へ粘り強く要望してまいります。

市といたしましては、通学路等の交通安全対策については、非常に重要な取組であると認識していることから、今後、市が設置する歩道やガードパイプ、イメージハンプなどにつきましても、道路状況や設置環境を確認しながら、学校関係者、道路管理者などと連携し、適切な対応に努めてまいります。

(市民環境部 市民生活課)
(建設部 道路管理課)

5 その他

(1) 町内会活性化のための事業の継続について

本年度において市の補助事業として町内会活動 I C T 活用支援事業に取り組んでおりますが、依然としてコロナ禍による影響を受け各町内会での活動が十分に進められない状況の中、当連合会ホームページのシステムを活用した町内会ホームページを開設し回覧文書を掲載するなど新しい情報発信に取り組む町内会が増えており、他の複数の町内会から問合せも寄せられております。さらに町内会での情報伝達手段に関しては、ホームページのほかメールや SNS 等の活用が有効と考えられますが、スマホやパソコンといった機器の準備に併せ活用方法に関する研修が重要となっており、特に本年度に取り組んでいる町内会単位での個別の研修手法は効果を上げているものと考えています。

これらのことから、当連合会が負担している各町内会ホームページの保守業務、パソコン等の機器整備と活用のための研修会の開催、町内会館における Wi-Fi の設置などに対する助成制度をはじめ、町内会活性化に資する事業を継続的に実施いただきますようお願いいたします。

また、コミュニティセンター利用者が各種の情報を十分に活用できるよう各コミュニティセンターにおけるパソコンと Wi-Fi の設置について併せて要望いたします。

【回 答】

本年度実施しております「町内会活動 I C T 活用支援事業」は、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間で実施した「町内会活性化支援事業」における活性化セミナーなどを通じ、I C T 活用に対する町内会の意識が変化したことを鑑み、I C T 活用に意欲のある町内会を集中的に支援することによって、地域における新たな人材発掘や町内会活動の活性化を図ることを目的としております。

本事業は、市町連が主体となって、専門的な知識や技術を有する事業者と業務委託契約を結び、回覧板の電子化やオンライン会議の開催支援などを行うとともに、市町連が I C T 活用支援を行う際に必要となる資機材を購入するなどの事業展開を行っていただいております。

引き続き、コロナ禍における町内会活動のあり方や今後のデジタル化社会の進展などを踏まえながら、要望内容をよく検討した上で、町内会活動に対する必要な支援に努めてまいります。

(市民環境部 市民生活課)